

「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」に対する御意見等と市の考え方

募集期間：令和2年12月21日～令和3年1月15日

番号	項目ページ	御意見・御提案の内容	市の考え方
1	P73 「4 軽度生活援助 訪問型サービス事業」	<p>①『要支援者等に対し、住民等の多様な主体が（中略）サービスを提供することにより、要支援者等が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援します』とありますが、これは、石巻市が「住民等の多様な主体」に向けて、要支援者等への軽度生活援助サービスを提供する（結果として要支援者等の自立生活ができる）ことを「支援します」という意味と捉えても良いでしょうか？ それは、どのような形の支援ですか？</p> <p>②この「4 軽度生活援助訪問型サービス事業」と、P77「12 訪問型サービス事業」の違いは、前者が「住民等の多様な主体」（厚労省の『介護予防・日常生活支援総合事業』訪問Bの担い手として想定されている、住民による助け合いボランティアやNPO等）であり、後者は「訪問介護員（ホームヘルパー）等」である点と、前者がゴミ出し等の軽度な（介護保険サービスに限らない）生活支援、後者はヘルパーによる訪問介護サービスである点である、ということでしょうか？</p>	<p>① 本事業における「支援」は、要支援者等（要支援認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象となった方）に対する掃除、洗濯、ゴミ出し等のサービス提供であり、住民等の多様な主体は、その担い手として位置付けております。 なお、当該担い手となる多様な主体に対しましては、要支援者に対するサービス提供について業務委託しております。</p> <p>② 概ねお見込みのとおりですが、「4 軽度生活援助訪問型サービス事業」において提供するサービスは、介護給付における訪問介護のサービス行為のうち、「生活援助」の範囲に限るものとしております。 なお、「12 訪問型サービス事業」は、平成27年介護保険制度改正前の介護予防訪問介護に相当するサービスです。</p>

番号	項目ページ	御意見・御提案の内容	市の考え方
		<p>③第7期計画のパブリックコメントの回答で、「生活支援と移動支援を組み合わせた取組について今後検討する」とありましたが、どのような検討をされていますか？</p>	<p>③ 高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現のための体制づくりが必要とされていることから、高齢者の生活支援及び移動支援だけでなく、地域のコミュニティづくりを目指した取組等について検討し、P97「5 地域における互助活動の推進」にある事業を実施しております。</p>
2	<p>P73 「6 通所型サービス支援事業」</p>	<p>「6 通所型サービス支援事業」と、「8 地域介護予防活動支援事業」の違いは何ですか？前者には「要支援者等を中心に」とありますが、参加者のうち要支援者の割合によって分けているのでしょうか？</p> <p>どちらも「住民主体による自主的活動」で「社会的孤立の解消、心身の健康保持、要介護状態の予防、地域の支え合い体制推進」と同じ目的を掲げており、担い手の住民側としては非常にわかりにくく、一本化することはできないのでしょうか。</p> <p>住民主体のサロンの活動で、介護度によって参加者を選別することはほぼない（参加者の介護度も変わっていく）のではないのでしょうか。また、前者は実施団体数が1つで参加人数が年間1,000名、後者は参加人数は同じくらいですが実施50団体というのも不自然に思います。住民主体の地域サロンの参加者の中には、ほとんどの場合、要支援者・要介護者も含まれていると思われるのですが、どのような線引きがなされているのでしょうか？</p>	<p>両事業は、既に通所介護等を利用している方の参加も可能であり、その前段階の方々の介護予防を目的とした事業で、補助金を交付することで高齢者の通いの場づくりを支援しておりますが、専門性の観点から対象者や実施回数等に次のとおり違いを設けております。</p> <p>「6 通所型サービス支援事業」（通所型サービスB）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を6か月以上継続して実施。 ・概ね週1回以上実施。 ・1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上。 ・1回当たりの平均利用者のうち<u>要支援者等が5人以上。</u> ・<u>要支援者等の利用者1人当たり</u> <u>1回1,000円 月額上限50,000円</u>を補助 ・<u>要支援者等の利用者に対しケアプランが必要</u>

番号	項目ページ	御意見・御提案の内容	市の考え方
			<p>「8 地域介護予防活動支援事業」（一般サロン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を6か月以上継続して実施。 ・<u>月2回以上</u>実施。 ・1回当たりの事業実施時間が概ね2時間以上。 ・1回当たりの平均利用者のうち<u>65歳以上の高齢者が5人以上</u>。 ・<u>1回当たり1,000円 月額上限10,000円</u>を補助 ・<u>ケアプランは不要</u>
3	P81 「2 外出支援サービス事業」	<p>第6章は「生活支援の充実」として、「一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する」という目的のもとで計画を作っているのだと思いますが、現在の「外出支援サービス事業」は対象者が「要介護3以上」「非課税世帯」等に限定され、寝台車やリフト付き車両等による福祉タクシー利用の際の助成です。</p> <p>介護度が重く福祉タクシーを使う高齢者への支援も大切ですが、第6章の目的である「高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援する」とは合致しているとは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>福祉タクシー券のほかに、要支援者や免許を持たない高齢者等の日常生活における通院や買い物などに役立つ外出支援の方法として、タクシーや福祉有償運送、NPOによる交通弱者送迎等に共通して使えるクーポン券の発行等を検討してはいかがでしょうか。</p>	<p>外出支援サービス事業は、タクシーを含め、公共交通機関を利用することが困難な高齢者が、通院等の際、寝台車やリフト付き車両等の福祉タクシーを利用する場合に、一般のタクシーと比較し、運賃が高額であることから、利用料金の一部を助成し、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を目的として事業を行っております。</p> <p>ご提案いただいた共通クーポン券等の発行につきましては、バス事業等公共交通事業への影響や、極めて厳しい財政状況を鑑みると、事業実施は大変困難であります。免許返納者等高齢者の外出支援は重要な課題と認識しており、今後の参考にさせていただきます。</p>

番号	項目ページ	御意見・御提案の内容	市の考え方
4	P93 「第1節 地域で支え合う体制の整備」	<p>地域包括ケアシステムについての説明が一切省かれてしまい、市民にとってわかりにくい文章になっています。</p> <p>いまだに「地域包括ケアシステム」についての市民の認知度は高くありませんので、第一節のタイトルに「地域包括ケアシステムの更なる充実」等の文言を入れ、第7期計画のように「地域包括ケアシステムとは」という説明文を入れるなどの工夫をして欲しいです。</p>	<p>本市では、高齢者支援に加え、障害のある方や子どもも含め全市民を対象とした次世代型の地域包括ケアシステムの構築を見据え、地域共生社会の実現に向けた取組みを行っていくこととしております。</p> <p>よって、本計画の全ての施策が具体的な手段と考えられることから、地域包括ケアシステムの充実を「施策推進概念」と位置付けることとしました。(P52・P54参照)、</p> <p>なお、P91からの第7章「支え合いと連携の推進」につきましては、地域包括ケアシステムをイメージしやすい項目のため、P93に高齢者を対象とした、地域包括ケアシステムのイメージ図をはじめ、関連説明を記載しております。</p>
5	P93 「第1節 地域で支え合う体制の整備」	<p>高齢者の住まい、とりわけ独居高齢者の借家契約については、保証人の確保等大きな困難がともなう場合があります。</p> <p>今後は家賃低減目的の転居等も増加する可能性もありますので、公営住宅等も含めた「住居の確保」施策もあわせてご検討いただきたく存じます。</p> <p>(「介護保険事業計画」の範疇ではないかもしれませんが)</p>	<p>ご意見にありますとおり、高齢者が借家契約する場合の連帯保証人の確保が困難な状況は認識しておりますが、石巻市営住宅への入居に際しても、連帯保証人1名を立てていただくこととなります。</p> <p>中には、連帯保証人を立てられないとのご相談をいただくこともあります。市長が特別の事情があると認めた場合については、連帯保証人を猶予・免除することができます。</p> <p>本来、市営住宅は「住宅に困窮する方のための公的な賃貸住宅」ですので、民間の賃貸住宅とは異なり、住宅困窮要件や収入要件等を満たした入居資格のある方を対象としています。</p>

番号	項目ページ	御意見・御提案の内容	市の考え方
6	P97 「地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供」	<p>①本文中に「NPO 団体」とありますが、NPO とは「非営利団体」の略語ですので、「非営利団体団体」となってしまうため、記載は「NPO」のみで十分です。</p> <p>②多様なサービスの担い手として、地域住民や NPO 等と連携していくということは非常に重要なことだと思います。一方で、震災 10 年を迎えて石巻地域で活動しているボランティアや NPO の多くが活用してきた国や民間の補助・助成の仕組みが終了するということもあり、これまで通りに支援体制を維持できない非営利団体が出てきます。コーディネーターとの連携（情報共有）だけでなく、委託や補助金など、住民による非営利活動への経済的な支援をお願いします。</p> <p>③第 7 期計画策定時にも同じ文言ではありましたが、それについて、石巻市として「地域住民が担い手として活躍できるよう支援してまいりたい」とのことでした。具体的にどのような支援を検討または実施していますか？</p>	<p>① 「NPO」のみの表記といたします。</p> <p>② P55「第 3 章第 4 節 施策体系【主な事業など】」に記載しているとおり、地域包括ケアシステムの充実のために、国のガイドライン等を踏まえて、さまざまな事業を実施しておりますが、いずれの事業におきましても、その目的を達成するために担い手（事業者）に対して業務委託や活動補助を行っており、今後も当該目的に照らし合わせ実施してまいります。</p> <p>③ 地域包括ケアシステム及び地域共生社会における「地域住民が担い手になる」ことにつきましては、公的サービス、非公的サービスにかかわらず、地域活動も含めたさまざまな活動に住民自身が参加することが、高齢者の生きがいづくり、ひいては活気ある地域づくりにつながるものと捉え、本計画第 4 章第 2 節（1 老人クラブ活動助成事業・2 高年齢者就業支援事業）、第 5 章第 2 節（4 軽度生活援助訪問型サービス事業・6 通所型サービス支援事業・8 地域介護予防活動支援事業）等を実施することにより、担い手に対する支援につながっているものであります。</p>

番号	項目ページ	御意見・御提案の内容	市の考え方
7	P102 「7 徘徊高齢者等 SOSネットワー ク事業」	<p>徘徊高齢者の見守りのためには、より多くの高齢者の登録と検索協力者の登録の両方が必要になると思います。</p> <p>東松島市と同様の「オレンジセーフティネット」への登録と、東松島市と同じくらい門戸を開いた協力事業者の募集を行ってほしいです。</p> <p>石巻市の事業者が、東松島市の検索には協力できるのに、石巻市の検索に協力できないのは残念な状況だと思います。</p>	<p>本市では、平成18年から徘徊高齢者等のためのSOSネットワーク事業を実施しており、申請いただいた方に登録証を交付し、管轄警察署と情報共有を行っております。</p> <p>登録証につきましては、従来からのワッペンに加えて、平成29年度から「QRコードラベル」を導入しており、QRコードラベルを身に付けた方を見かけた方（どなたでも可）が、スマートフォン等でQRコードを読み込みますと、登録されている保護者等に即時通知され、どなたでも検索協力者になる仕組みになっております。（検索協力者の登録は必要ありません。）</p> <p>また、ホームページ、市報、チラシ等で「QRコードラベル」の周知を行っており、地域の見守りにより発見から帰宅までが安心、安全、迅速に行えるよう取組みを行っております。</p> <p>なお、警察署をはじめ、市内で広域的に活動している団体等との情報共有会議を開催しており、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのために、今後も引き続き広く周知をしてまいります。</p>
8	P146 委員名簿	<p>基本理念にある「高齢期になっても生きがいを持ち地域で活躍する」「QOL低下防止、介護予防」という言葉にあるように、住み慣れた場所でいくつになっても健康に暮らすための計画を策定するためには、委員の構成を、現在の特養老人ホーム中心から、居宅支援や介護予防を行っている事業所をバランスよく含むべきではないでしょうか。</p> <p>第7期計画の際、「幅広い意見を計画に反映できるよう、次期委員改選時に見直しするとともに意見聴取の方法なども考えてま</p>	<p>介護保険運営審議会の第3号委員（介護サービスに従事する者）については、選出地区ごとのサービス事業所の構成などにより、見直しが困難な現状もありました。役職は施設長とありますが、同一法人内で居宅系サービス等も運営していることから、介護保険事業の運営に関し、多角的に審議していただくことが可能であると考えます。</p> <p>また、意見聴取の方法に関しては、パブリックコメントの他、市内介護サービス事業所の全運営法人に対し「介護サービス提供事業</p>

		<p>います。」とありましたが、バランスは変わっていないようです。</p> <p>今後たとえば介護予防の事業者を増やす、一般公募で介護事業者以外の委員を募る、等の予定はありますか？</p>	<p>者調査」を実施し、御意見をいただいております、その内容も踏まえ本計画案を策定しております。</p> <p>委員に介護予防事業者を増やす、委員の一般公募などにつきまして、3号委員においては各地域より選出され、多様かつ広い見識の基に活発な御意見を頂戴しながら本計画が策定されており、介護保険運営審議会の運営に大きく寄与していることから、委員数と選出方法は適正であると考えております。</p>
--	--	--	--